

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年6月1日現在

機関番号：12601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～2012

課題番号：23830014

 研究課題名（和文） 憲法学史の新たな地平——グロティウスからスピノザまでを貫く
「啓示の媒介者の問い」

 研究課題名（英文） “God sets out things by mediation of other men”—An Investigation into a Topic
Recurrent in the Dutch Theories on Sovereignty and Liberty from Grotius to Spinoza

研究代表者

福岡 安都子 (FUKUOKA Atsuko)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号：80323624

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、主権理論、また信教や思想の自由が歴史上どのように発展したのかを、その重要な舞台をなす17世紀のオランダにつき、特に、国家と教会の関係という当時の同国最大の政治問題に焦点を当てて分析することを試みたものである。聖書からの引用を多用しそこに複雑な解釈を施すという当時の議論スタイルと正面から取り組むことを通じ、「聖書世界において啓示を媒介するのは誰で、それはどのようにであったか、また今日において対応する役割を負うのは誰か」という一連の「啓示の媒介者の問い」が、グロティウスを中心とする1600～1620年のいわゆる「レモンストラント論争」時の理論家に、主権の限界及び教会の自律性を巡って見解が対立する際のまさに分岐点として意識されていたことが明らかとなった。これにより、その後のホッブズやスピノザの世代との議論枠組の連続性が改めて確認された。

研究成果の概要（英文）：

This research project explores the use of the Old Testament topics by the representative Dutch theoreticians who defended sovereignty and liberty against the opposing claims of churchmen in the Golden Age of the Dutch Republic. This comparative study of two generations of polemical treatises—those issued during the controversy between the Remonstrants and Contra-Remonstrants in 1600-1620, on the one hand, and those current in the Cartesian milieu in 1650-1670, including Hobbes's *Leviathan* (1651) and Spinoza's *Tractatus theologico-politicus* (1670), on the other—has demonstrated a surprisingly strong interconnection between the biblical argumentations employed by those two groups. In particular, they share an intensive attention to the questions, “Who, in the Bible, mediated the laws revealed by God to the people?” and, “Who is entitled to play the equivalent role today?” The results of this analysis shed light on a conceptual tie that immanently connected the Remonstrant political heritage represented by Grotius with Cartesio-Hobbesian political thought in the middle of the seventeenth century.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2011年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学（国法学・憲法史）

キーワード：グロティウス、ホッブズ、スピノザ、フベルス、オランダ、主権、人権、精神的自由、検閲、聖書

1. 研究開始当初の背景

憲法学史の叙述において、17世紀オランダは従前あまり触れられることがなかったと言っ

てよい。しかしその重要性は、我が国で通常考えられているよりもずっと高いのではないか。「黄金時代」と呼ばれるこの時代のオランダの全ヨーロッパ的な重要性はつとに知られるところであるし、加えて特に2000年代以降の欧米の思想史研究では、今日の憲法を生み出した重要な歴史的な思想潮流である啓蒙主義につき、それをルソーなど18世紀フランス思想の産物として見るのではなく、17世紀後半のオランダ、特にスピノザこそが、教会批判や寛容の精神など啓蒙主義の柱と言

うべき理念についてその原型を用意したという見方が、J・イスラエルなどにより提唱され支持を広げつつあった。こうした思想史研究上の発展は、対応して憲法学史の上でも意味するところが大きいと思われた。同時に、このスピノザも無から生まれたのではない。彼の政治分野の主著『神学・政治論』には、オランダ内外の諸々の史的伏線が複雑に編み込まれている。これら伏線を解きほぐし、スピノザがどのように同時代人の先行議論をモディファイしつつ利用しているかを明らかにすることは、オランダ史家の間でも重要課題として認識されつつ、なお未

解明な部分を多く残していた。著者はこの観点からまず、上記『神学・政治論』で重要な役割を果たす旧約聖書解釈につき、その「プロトタイプ(Th・ファベーク)」ではないかとの見方が提示されていたホッブズの旧約聖書解釈との比較を、研究の第一歩として行った(福岡安都子『国家・教会・自由——スピノザとホッブズの旧約聖書解釈を巡る対抗』東京大学出版会、2007年12月刊)。この比較作業から出てきた展望は、不思議だが非常に興味を惹かれるものであった。即ち、スピノザ『神学・政治論』とホッブズ『リヴァイアサン』の旧約聖書解釈が、「聖書世界において啓示を媒介するのは誰で、それはどのようにであったか、また今日において対応する役割を負うのは誰か」という、謂わば「啓示の媒介者の問い」と呼ぶべき、現代の国家学と一見無関係に見える一連の問いを、国家と宗教と自由との境界を考えるための共通枠組として用いているということである。

即ち、ホッブズはこの問いに関し、旧約聖書世界では主権者こそが排他的な神意の媒

介者であった、即ち「主権的預言者」であったと捉える。そこから、今日の主権者(国王ないし議会)が国家教会を従え、個々人は内心の中に狭くしかし確実に自由を維持するという形の国家像を導く。これに対してスピノザは、ホッブズが使ったのとほぼ同様の「啓示の媒介」に関わる聖書章句群を換骨奪胎して解釈し、そこから——ホッブズのように「主権的預言者」ではなく——「哲学する自由」という、哲学者が神や自然について自由に思索を展開する自由を引き出す。スピノザはこの自由が聖書(及び教会)との関係でも、また主権者との関係でも維持されるべきと唱え、以てより自由な国家像を提示したと言える。

同種の枠組は、スピノザの更に一時代後のオランダで活躍した公法学者、フベルスの『国法論』にも見出された。これらの事実が示すのは、上記のような「啓示の媒介者の問い」が、トボスのように『リヴァイアサン(1651)』、『神学・政治論(1670)』、『国法論(1672、1684、1694)』など17世紀後半の国家・教会論の主要な理論書に共有されているということである。

2. 研究の目的

以上のような経緯は、この「啓示の媒介者の問い」のトボスとしての性格を浮かび上がらせた。それは一体どのような由来を持ち、どのような範囲で共有されていたのか。ここから筆者は、同トボスの由来と動きを17世紀前半から中盤にかけてのより広い史料の中に探求するという計画を本研究課題として立てた。この点を探求することは、「現代国家理論の重要概念は、すべて世俗化された神学概念である」という見方(C・シュミット『政治神学』)の具体像と射程を史実に即して検証する上でも有用であろう。

また、拙著『国家・教会・自由』の出版後に痛感されたことは、欧米の研究者との交流においては、いくらテーマそれ自体に興味を持ってもらえたとしても、その研究結果が日本語のみであっては彼らにとって全くアクセスし得ないという事実である。

そこで本研究課題申請に際しては、以下の三点を重点目的として設定した。

- ① オランダにおけるホッブズ受容が始まる1650年代に先立つ時代の国家・教会関係論に「啓示の媒介者の問い」と同様の要素が無いかを調査すること。
- ② 同様の調査を、ホッブズの影響を受けたオランダの思想家のうち、スピノザ

に先行し彼にホッブズ思想を中継することになった 1650～1660 年代の著作家について行うこと。

- ③ 以上の調査結果を邦語で発表するだけでなく、上掲拙著の内容をも踏まえ、英語の論文にまとめていくこと。またその作業を通じて、学術的な英語を自分で書く能力を上昇させること。

以上である。

3. 研究の方法

(1) 史料へのアプローチ

史料を読解するに際しては、主権的権力の及ぶ範囲は何か、個人の自由が認められる範囲は何かといった、現代的視点から直接にレバントに映る結論のみを抽出しようとするのではなく、各著者がどのように問題を捉え、どのような論拠を引いて結論を導いているのか、歴史的なものとしての彼らの物の見方を、そのものとして捉えることを試みた。そうすることで著者間の議論の繋がりや発展の過程がずっと明らかになるためである。

聖書章句の引用の調査、及びその著者間の比較を重視したのはその一環である。初期近代の政治的著作における聖書引用は、今日の法学徒が根拠法律を引用するのと共通する性格が少なくない。意見の分かれる問題については関連する法律条文の解釈も対応して分岐するのとパラレルな現象が、この時代の聖書章句の解釈についても起こる。これは逆に言えば、聖書章句の解釈を複数の著者間で比較することが、著者間の考え方の違い、各人のバイアスを浮かび上がらせる上で重要な手がかりを提供してくれる、ということに他ならない。

また、上記2の①②で述べた時代につき、潜在的に問題となり得る史料の範囲は広く、またひとつひとつの史料も多岐に渉る論点を含む。本研究課題の実行に当たっては、「啓示の媒介者」問題との関連性が強い論点に焦点を設定した。そのように取り組む過程で重要な議論の筋（スレッド）として浮上したのが、後述する「判断 (iudicium, oordeel)」に関わるそれである。

(2) 日本を拠点にオランダ史を研究できるための環境整備

本研究課題で扱う史料はラテン語ないしオランダ語であるが、それらを正確に読解するための辞典その他の補助資料類は、国内の図書館には極めて限られた範囲でしか收藏されていない。日本での研究の歴史が長い独、仏、英・米その他の分野に比し、明治以降衰退した「蘭学」は、今日、補助資料類の充実度について大きく遅れを採っている。

申請時大きなネックであったこの点について少しでも改善を図るべく、本課題の研究

費により、欧州の図書館を利用して史料収集を行うほか、辞典類に優先順位を付けて購入し、研究環境整備を進めて行った。この中でも特に、オランダを含む低地地方で使用された中世ラテン語を扱う羅蘭辞典は下記のグロティウスの著作の繊細なラテン語表現を理解するに当たり、大きな助力となった。

しかし本報告の時点で振り返れば、専門辞典類が大部かつ高価であることも関係し、オランダ史研究の補助資料類整備は未だ焼け石に水の観が否めない。また法令集や公的決議集、重要人物の書簡集といった史料集成類に至っては未だほぼ手つかずのままであり、この点は今後も根気よく取り組んでいきたい。

4. 研究成果

本期間の研究活動から得られた成果の最大のもの、17世紀初頭のいわゆる「レモンストラント論争」というものが上記の「啓示の媒介者の問い」をはじめとして後続時代の議論枠組を決定付けた、そのインパクトの大きさが史料に即して確認されたことにある。

「レモンストラント論争」とは即ち、スペインの支配から脱して間もない 1600～1610 年代のオランダを大きく分断し、結局 1618 年のクーデター、続く 2 年間のドルドレヒト教会会議によって決着が付けられた論争である。カルヴァン派神学者間の教義理解上の争いを発端として、国家における教会の在り方を巡り、教会構成員に思想の厳格な一致を求め聖職者のリーダーシップを重視するゴマルス派（反レモンストラント派）と、アングリカン・チャーチのように世俗為政者主導で幅広い信仰潮流に門戸を開く国家教会的な在り方を旨としたアルミニウス派（レモンストラント派）とが激しく争った。この後者の陣営の中心的な理論家として活躍し、上記クーデターに敗れて結局自国を去る運命を辿ったのが、他ならぬグロティウスである。

筆者はこの論争中のグロティウスの中心的著作 *De imperio summarum potestatum circa sacra* から出発し、ファン・ダムによる同書への注釈などを利用しつつ、同書の議論に先行しそれに影響を与えたゴマルス派・アルミニウス派両陣営の著作を特定し比較・分析を試みた。そこから徐々に明らかとなったのは、「神の直下にあつてその命令を直接に受領する立場にあるのは主権者としての世俗為政者のみか、それとも世俗為政者と聖職者（教会）の両方か」という問いが、両陣営により互いの見解の分岐点として実際に意識されていたということである。この問いは特に、彼らが主権者（ホラント州議会）と聖職者（最終的には彼らの主催する教会会議）の競合する「判断」についてどちらが優越するかと意見を戦わせる文脈において要を為す。

この意味で「啓示の媒介者の問い」は、レモンストラント論争において、後代のスピノザやホッブズにおけるより素朴な形で、しかしよりストレートな表現で水面上に姿を現しているときえ言える。

我が国においてグロティウスは、主に国際法学や自然法学の文脈において紹介されてきた。上にも触れたクーデターによりグロティウスが自らの人生の仕切り直しを余儀なくされた中で出てきたのが『戦争と平和の法』である。これに対して本研究課題に従事する過程においては、それに先立つオランダ時代のグロティウス、即ち“『戦争と平和の法』以前のグロティウス”というものがそれ自体として輪郭を獲得していき、また（今日の目から見れば「国際法学者」と「哲学者」として全く畑違いであるはずの）スピノザと地続きでの繋がりが徐々に明らかとなってきたと言え、極めて興味深いものがあった（その成果は邦語では下記5記載の論文にまとめた）。

また、以上のような知見は主に上記2の①に当たる時期に関わるものであるが、これは同時に、②の時期の理解に対しても少なくない含意をもたらした。第一に、当初筆者は②の時期のオランダ思潮の特徴をホッブズ受容をキーとしてのみ捉えていたところがあるが、事実はより複雑であったと言える。特に、レモンストラント論争の残した思想的遺産とホッブズ政治哲学からの影響とを、スピノザ本人とそのグループの著作について、より精密に検討することが今後課題となろう。

第二に、拙著『国家・教会・自由』でベルスに関して触れていた「内外二分論」という国家・教会関係論の議論パターンの一つが、「啓示の媒介者の問い」と実は密接な関係を持つことが明らかとなった。宗教に関する権限を内的なものとの外的なものに分け、前者を宗教的共同体へ、後者を世俗為政者へ割り振るとというのがこの議論パターンの大まかな輪郭である。これら両者が各々にその「権利」を神から直接に授けていると論じられるのであるが、その際、前者の「内的権利」について、この授権を神から受けるのが宗教的共同体内部の正確にどの部分かについて、17世紀初頭と後半とで微妙に変化が生じているように見受けられる。世俗為政者を「主権者」と捉えることが通説化する中で、その対抗ポイントとして「人権」が現れるという見方に関連して非常に重要な点であると思われるため、さらに将来の課題としたい。

本研究課題からの成果は、以上のように今後より発展させられるべき事項を多く含むが、これまでに解明できた範囲は、英語論文 *Hobbes and Spinoza in the Dutch Controversies of jus circa sacra* (仮題) として集約中であり、これを2013年中にフランクフルト大学に博

士論文として提出する予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

福岡安都子「論争の中のグロティウス——初期近代主権論研究ノート」『高橋和之先生古稀記念論文集』(2013年11月刊行予定:有斐閣)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

福岡 安都子 (FUKUOKA Atsuko)

東京大学・大学院総合文化研究科・准教授

研究者番号: 80323624